

芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、芦原温泉上水道財産区特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の給与及び旅費)

第 2 条 芦原温泉上水道財産区水道事業管理者(以下「管理者」という。)の給料は、月額 20 万円とする。

2 管理者の給料以外の給与は、芦原温泉上水道財産区水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 144 号)の適用を受ける職員(以下「企業職員」という。)の例により算出して得た額とする。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

3 管理者の旅費は、企業職員の例による。

(管理委員の報酬及び費用弁償)

第 3 条 芦原温泉上水道財産区管理委員(以下「委員」という。)の受ける報酬は、別表のとおりとする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

3 前項の費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、企業職員の例による。

(その他特別職の職員の給与及び費用弁償)

第 4 条 前 2 条に定める特別職の職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償は、予算の範囲内において管理者が別に定める。

(給与及び旅費等の支給条件並びに支給方法)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の給料その他の給与、報酬、旅費及び費用弁償の支給条件並びに支給方法は、次条の規定によるものを除き企業職員の例による。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 11 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

区分		金額 (年額)
管理委員	会長	150,000 円
	副会長	120,000 円
	委員	100,000 円